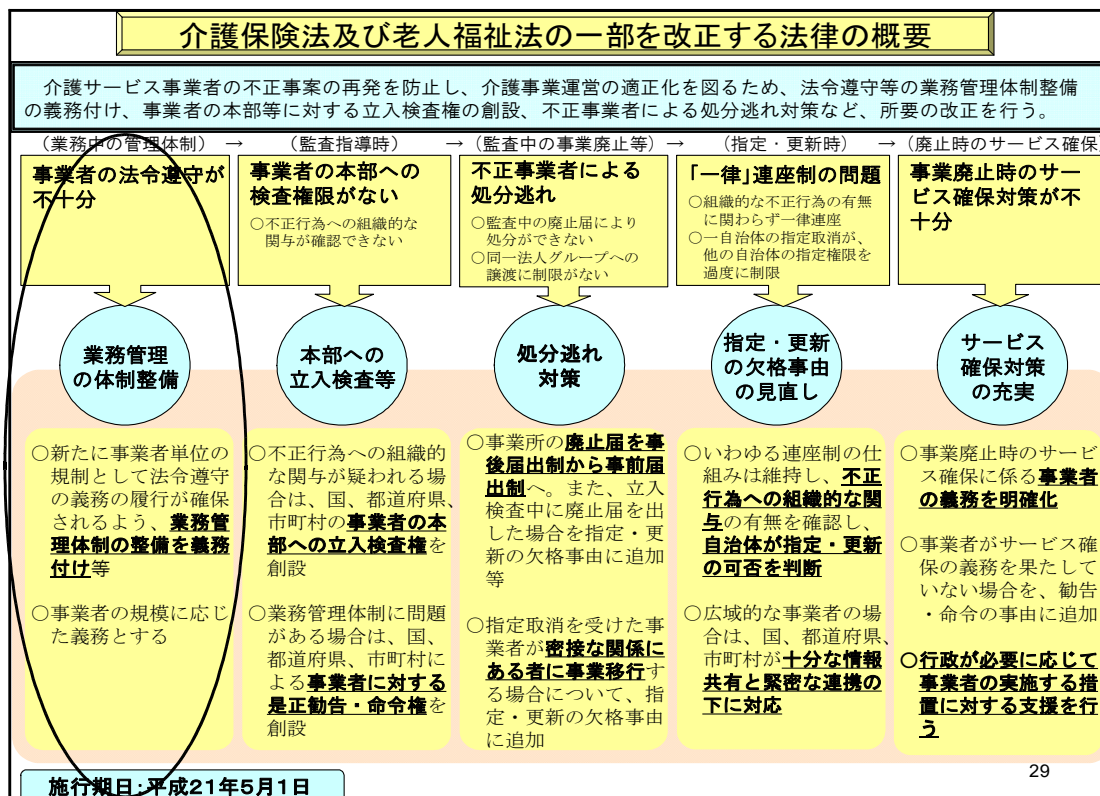


業務管理体制の整備について

1. 趣旨

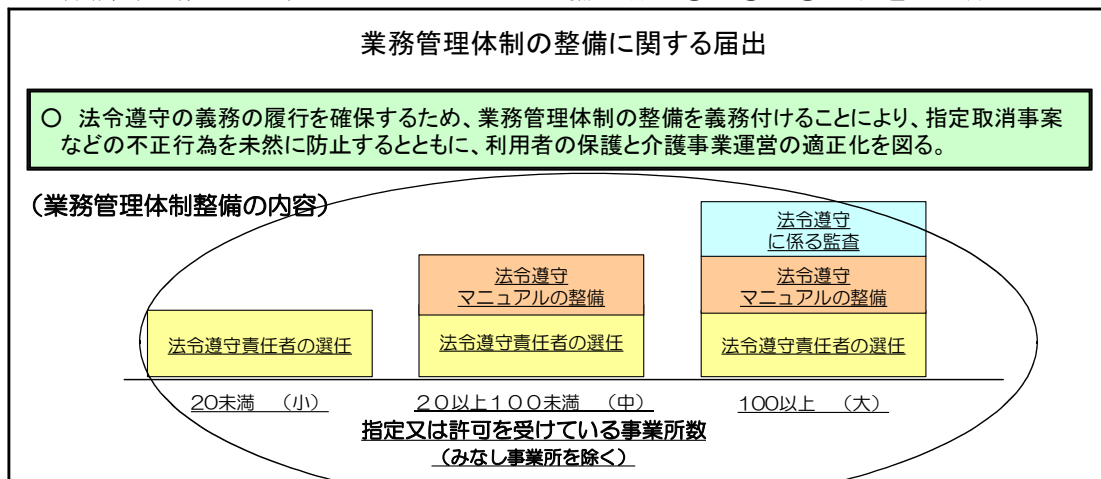
事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者又は入所者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、事業者に対し、業務管理体制の整備を義務づけるものです。

2. 法律改正の概要



3. 事業者が整備すべき業務管理体制の内容

- | | | |
|---------------------|---|---------------------|
| 事業所等の数：20 未満 | → | 整備内容：①法令遵守責任者の選任 |
| 事業所等の数：20 以上 100 未満 | → | 整備内容：①+②法令遵守規程の整備 |
| 事業所等の数：100 以上 | → | 整備内容：①+②+③法令遵守に係る監査 |



■法令遵守責任者について

何らかの資格要件を求めるものでないが、介護保険法等の関係法令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定。なお、法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令等遵守を徹底することができる者が選任されることを想定。

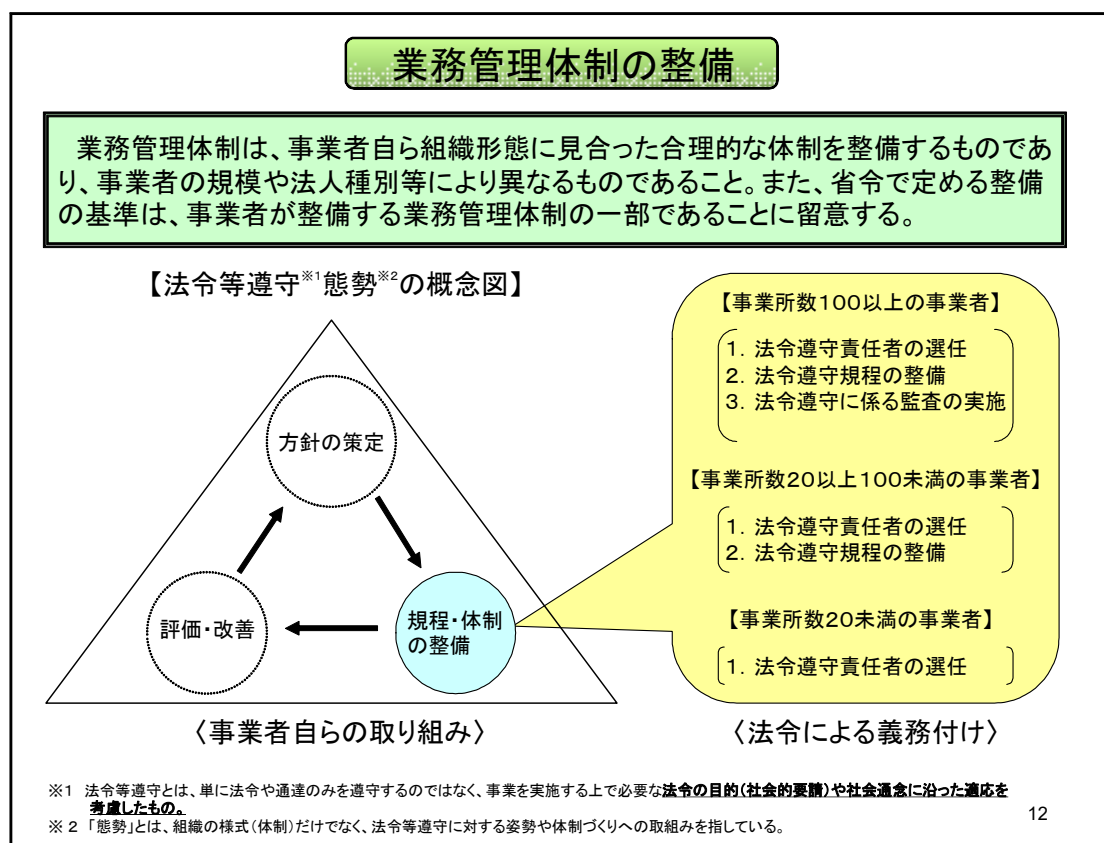
■法令遵守規程（業務が法令に適合することを確保するための規程）について

法令遵守規程には、事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がある（日常の業務運営にあたり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので可）。

■法令遵守に係る監査（業務執行の状況の監査）について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確認する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることも可。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらでも可。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回実施しなければならないものではないが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれる。



4. 届出事項（届出様式「別記第1号様式（第2条関係）」を参照）

整備の内容と同様、事業所等の数により届出事項が異なる。届出様式は同じ。

5. 変更の届出（届出様式「別記第2号様式（第3条関係）を参照」）

- (1) 法人の種別・名称、主たる事務所の所在地
- (2) 代表者名、代表者の住所及び職名
- (3) 法令遵守責任者
- (4) 法令遵守規程又は法令遵守に係る監査の内容
- (5) 事業所等の数の増減に伴う業務管理体制の整備の内容

※（届出）区分変更の場合

例①：和歌山県から和歌山市への（届出）区分の変更

届出様式「別記第1号様式（第2条関係）」により和歌山県及び和歌山市のそれぞれに届出

例②：和歌山県（長寿社会課介護サービス指導室）から和歌山県（海草振興局健康福祉部）への（届出）区分の変更

届出様式「別記第1号様式（第2条関係）」により長寿社会課介護サービス指導室及び海草振興局健康福祉部のそれぞれに届出

6. 届出先

①事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者

→ 厚生労働大臣

②事業所等が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者

→ 主たる事務所の所在地の都道府県知事（和歌山県の場合は長寿社会課介護サービス指導室）

③全ての事業所等が1の中核市の区域に所在する事業者（R3.4.1～）

→ 中核市の長（例：和歌山市）

④地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者であって、事業所等が同一市町村内に所在する事業者

→ 市町村長

⑤ ①、②、③、④以外の事業者

(1) 法人の主たる事務所の所在地が各振興局管内の事業者

→ 各振興局健康福祉部

(2) (1) 以外の事業者

→ 長寿社会課介護サービス指導室

7. 業務管理体制の確認検査（根拠：介護保険法第115条の33）

本県では、平成26年度から業務管理体制の整備・運用状況を確認するために、順次、確認検査（以下「一般検査」という）を実施しています。

一般検査は、事業者の業務管理体制の問題点について検証し、事業者が自ら業務管理体制の改善を図り法令等遵守に取り組むよう意識づけることが目的です。

① 一般検査で確認する内容

- (1) 法人としての法令遵守の考え方
- (2) 法令遵守責任者の役割
- (3) 法人として法令遵守への取り組み
- (4) 法令遵守規程の策定状況 など

② 一般検査の実施方法

届出内容等について報告等を求め、基本的には書面検査で実施することとしています。（報告後、その内容について疑義等があれば電話等により法令遵守責任者に連絡し、内容を確認する場合があります。また、不備が認められたときには、出頭を求め運用状況を聴取する場合があります。）

③ 特別検査について

事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合には、業務管理体制の問題点の確認やその要因の検証、取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証するために特別検査を実施します。

8. 和歌山県介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱の改正

介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則（参考例）の送付について（平成27年3月31日付厚生労働省老健局総務課介護保険指導室事務連絡）の一部改正に伴い、当該要綱を令和3年4月1日付けで改正を行う予定です。

なお、この改正によって、業務管理体制の整備に関する届出については、押印を廃止することとなります。

つきましては、令和3年4月1日以降、当該届出については、電子メールを使用する方法に移行することになり、事業者の担当者名とメールアドレスのリスト化を図る必要がありますので、改正に係る通知を発出する際に改めてお知らせする予定です。

届出については、電子メールで送付された届出書に記載された内容と登録されたリストの内容を突合し、届出の手続きが適正なものであるかを確認し、電子メールを使用しない事業者については、押印のない届出書を郵送により提出することになります。

別記第1号様式（第2条関係）

受付番号

介護保険法第115条の32第2項(整備)又は第4項
(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

事業者 名 称
代表者氏名

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

		事業者（法人）番号												
1	届出の内容													
	(1)法第115条の32第2項関係（整備）													
(2)法第115条の32第4項関係（区分の変更）														
2	フリガナ名 称													
	住所 (主たる事務所の所在地)		(郵便番号 -) 都道 郡 市 府県 区 (ビルの名称等)											
	連絡先		電話番号				FAX番号							
	法人の種類別													
	代表者の職名・氏名・生年月日		職名		フリガナ氏名		生年月日		年 月 日					
	代表者の住所		(郵便番号 -) 都道 郡 市 府県 区 (ビルの名称等)											
3	事業所名称等及び所在地		事業所名称		指定(許可)年月日		介護保険事業所番号(医療機関等コード)				所在地			
	計 数		か所											
4	介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号までの規定に基づく届出事項		第2号		法令遵守責任者の氏名(フリガナ)				生年月日					
			第3号		業務が法令に適合することを確保するための規程の概要									
			第4号		業務執行の状況の監査の方法の概要									
5	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課													
	事業者（法人）番号													
	区分変更の理由													
	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課													
区分変更日		年 月 日												

別記第2号様式（第3条関係）

受付番号

介護保険法第115条の32第3項の規定に基づく
業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）

年 月 日

和歌山県知事 様

事業者 名 称
代表者氏名

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号

変 更 が あ っ た 事 項

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| 1 法人の種別、名称(フリガナ) | 2 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号 |
| 3 代表者氏名(フリガナ)、生年月日 | 4 代表者の住所、職名 |
| 5 事業所名称等及び所在地 | |
| 6 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日 | |
| 7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 | |
| 8 業務執行の状況の監査の方法の概要 | |

変 更 の 内 容

(変更前)

(変更後)